

【カンタン解説シリーズ】

下請法およびその改正内容

平成16年4月1日より、改正下請法（下請代金支払遅延等防止法）が施行されました。そもそも下請法とはどういうものか、そしてその改正の内容は？ 今回も、できるだけ簡単に解説したいと思います。

ついうっかり、下請法に違反... なんてないように、注意してください。

1. 下請法の対象範囲

【従来の範囲】

- ・ 製造委託（物品の製造にかかる下請取引）
- ・ 修理委託（物品の修理にかかる下請取引）

【改正に伴う追加業種】

- ・ 情報成果物作成委託（情報成果物の作成にかかる下請取引）
- ・ 役務提供委託（役務の提供にかかる下請取引）
- ・ 金型製造委託（金型の製造にかかる下請取引）

- ◆ 対象範囲として、上記の3項目が追加されました。
- ◆ 情報成果物とは、ビジネスソフトやゲームソフト、テレビ番組、音楽、CM等の制作物など、様々なものがあります。俗にいうコンテンツ制作業ですね。これらは、すべて下請法の対象になってきます。
- ◆ 役務提供にも様々なものがあります。運送業や自動車整備業、清掃やビルメンテナンスなど、すべての役務提供サービスが下請法の対象になってきます。
- ◆ 金型製造は、製造委託から除かれていましたが、今回対象の範囲になりました。

2. 資本金区分の整備

- ◆ 上記業種に該当しても、下請法の規制対象になるのは、一定の資本金以上の会社です。今回、親事業者と下請事業者の資本金区分が次のように整理されました。

【製造委託、修理委託、および情報成果物・役務提供の一部※】

※一部とは、プログラム作成、運送、物品の倉庫保管、情報処理

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人含む）

【情報成果物作成委託、役務提供委託】

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人含む）

- ◆ 主として、製造委託・修理委託（従来からの規制業種）は、上表の資本金区分、情報成果物、役務提供など今回から追加された業種は、下表の資本金区分によります。
ただし、プログラム作成や倉庫業、情報処理は上表になります。微妙な業種は確認してみる必要があります。
- ◆ 上記の表は、左側の親事業者から、右側の下請業者に発注する時に、下請法の監視下に入りますよ、ということです。いずれの場合も、資本金が1千万円を超すと、1千万円以下の会社・個人業者に発注するときは、注意が必要、ということになります。
逆に言えば、資本金が1千万円以下であれば、いずれの場合も親事業者にはならない、ということです。

3. 下請法の具体的な規制

それでは、下請法では具体的にどのような規制をしているのでしょうか？

① 発注書の交付

親事業者は、発注の際、注文の内容、支払金額、支払期日、支払方法等を明記し

た書面（発注書）を、下請業者に発注後直ちに交付しなければなりません。

なお、今回、発注時に仕様が決まっていないなど、正当な理由がある場合は、その事項は記載不要でも構わない、ということになりました。ただし、その内容が決まった時には、直ちに書面を発行する必要があります。

※これは、今回追加された情報成果物などは、当初から金額が決まりにくい、という面を考慮したものです。

ただ、いずれにしても、支払期日まで入れた発注書を出す必要があるわけですから、これは下請法の対象外の場合であっても、できるだけやっておきたいことですね。

また、一方、私も関与してますアニメーションの制作などは、大勢の個人の方に動画を書いてもらうわけですから、その都度発注書を出すのは、大変な手間がかかります。それだけでなく細かい作業が多い現場で、これをまともにやったら大変なことになってしまいます...

② 支払期日の遵守

下請代金の支払は、納品を受けてから60日以内のできるだけ短い期間を定めて支払わなければなりません。

締め支払いの場合は、60日といっても、**締め後30日以内に支払わなければなりません。**というのも、月末締めの場合で、月初1日に納品されたものは、締め日までに30日、翌月末の支払日までに30日、合わせて60日になってしまうからです。締め日ではなく、あくまで個々の納品された日から60日以内に支払う必要があるということです。

③ 発注書の2年間保存義務

④ 支払い遅延の場合は、年14.6%の割合で遅延利息を支払うこと

⑤ 買ったたきの禁止

一般の下請代金に比べて、著しく低い下請代金を一方的に定めてはいけません。

⑥ 受領拒否の禁止

下請業者に何も責任がないのに（発注書どおりなのに）、発注した物品等の受領を拒否してはいけません。

⑦ 返品 of 禁止

物品等の受領後、取引先からのキャンセルや見込み違いなどにより生じた在庫・不要品を返品してはいけない。

⑧ 下請代金減額 of 禁止

下請業者に何も責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額したり、宣伝費等を差し引いたり、端数を切り捨てたりしてはいけない。また、下請代金を引き下げる場合は、新しい単価が決まった日以降の発注から適用しなければならない。

⑨ 購入・利用強制 of 禁止

自社製品や余剰材料、指定物品・役務を、下請業者に強制して購入させてはいけない。

⑩ 不当な経済上の利益提供要請 of 禁止

下請業者から不当に金銭・役務の提供をさせてはいけない。

⑪ 不当な発注内容の変更、不当なやり直しの禁止

下請業者に何ら責任がないのに、費用を負担せず、不当に発注内容を変更し、または受領後にやり直しをさせてはいけない。

⑫ 報復措置 of 禁止

下請業者が親事業者の不公正な行為について、公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引数量を減らしたり、取引停止にしたり、その他不利益な扱いをしてはいけない。

⑬ 割引困難な手形の交付 of 禁止

下請代金の支払いとして交付する手形は、下請業者が下請代金の支払期日までに **一般の金融機関で割引できるもの** でなければならない。

手形期間が、繊維業にあっては90日、その他製造業にあっては120日を超える場合は、割引困難な手形に該当するおそれがある。

今回の改正では、⑨の役務の利用強制、⑩利益の提供要請、⑪不当な内容変更などが追加されました。

まだ、細かいことは他にもあります。結構いろいろあるものですね。

4. 下請法に違反した場合の措置

- ◆ 公正取引委員会は、下請取引に関する報告を求め、立ち入り検査をすることができます。
- ◆ 公正取引委員会は、違反した親事業者に対して勧告などの行政処分を行なうことができます。
- ◆ 従来は、勧告に従わなかった場合にはじめて違反の内容を公表することになっていましたが、今回の改正より、**公正取引委員会は勧告したこと自体を公表することができる**ようになりました。
※悪質な違反は、公表される可能性大ですね。
- ◆ 発注書の交付義務違反、発注書作成・保存義務違反、報告拒否・虚偽報告、立ち入り検査の拒否・妨害、忌避その他
上記の行為に対しては、担当者個人および会社に対し、罰金刑が設けられています。
今回の改正により、この**罰金の最高限度額が3万円から50万円**に大幅に引き上げられました。

以上、改正下請法、結構厳しいものですね。最近、いろいろなお客様のところで耳にするようになりましたので、今回まとめてみました。

まずは、御社が下請法の親事業者になるかどうか、ご確認ください。

もし該当するようであれば、上記に解説した観点から、下請業者との取引を見直してみてください。

友好的な協力関係のもとで仕事をやっているうちは、何ら問題はないでしょうが、一旦何らかのトラブルがあった場合など、この下請法を根拠に問題が大きくなる可能性があります。

十分、気をつけておく必要があると思います。